函館市と南渡島消防事務組合の北海道広域消防相互応援協定 に基づく申合せ

函館市消防長と南渡島消防事務組合消防長は、北海道広域消防相互応援協定 (平成3年2月13日締結。以下「協定」という。)第13条の規定に基づき、 次のとおり申合せする。

## 1 応援の要請

函館市と南渡島消防事務組合の境界付近,一般国道228号函館江差自動車道および一般国道5号函館新道で別表に掲げる地域内に発生した,協定第2条に規定する災害(以下「災害」という。)を覚知したときは,協定第7条に規定する第1要請があったものとみなす。

## 2 搬送医療機関の選定

災害で傷病者を医療機関へ搬送する場合、相互の消防機関は協議のうえ医療機関を選定し、救急隊に連絡するものとする。

## 3 通報

相互の消防機関は、災害を覚知し、応援隊を派遣した場合は、速やかにその内容を通報するものとする。

## 4 施行期日等

- (1) この申合せは、平成27年9月1日から施行する。
- (2) 函館市と南渡島消防事務組合の北海道広域消防相互応援協定に基づく申合せ(平成21年4月1日)は、廃止する。

平成27年8月31日

函館市

消防長 神 林 善 彦

南渡島消防事務組合 消防長 藤 井 仁 志